

設のみに依ることもなく、労働組合運動自身に固有する教育的機能を最大限に發揮する
 ことと併せてその達成に固く拘らるべし。特に労働青年の指導等に關しては、此の方面に力設
 束されるべく、彼等が剛健の氣風を振作するものと見做さるべし。今非時時、其の目的は、
 此の労働青年に受給し得るものがあるに拘らず、現の労働青年の何等種類の金銭も、労働
 組合法、同作協約法、如き重要法案は一つとして、實現を見るに至らぬのである。然して、一
 面、健康なる労働組合運動に対する行政官憲の態度は若干の例外を除き、漸く公正に赴き
 つ、より、又産主側にも労働組合に対する理解浸透の傾向が漸次認め得らる。此れ非時時
 の消極的効果下に、労働組合の諸條件は漸次整ひ、よりと言ひ得る。又此れ非時時
 の状況認識と歴史とを把握し、全面的進出を計り、以て労働階級の生活と権益向上のため
 の努力を報じ、一途を盡進し、し、し、し、更に高邁なる理想を追求す。我等亦、此に
 ともに、ともに、ともに、最も善の口難打前の重責を全し、得る道であることと深く銘記せんと
 する。

一言所感と述ぐ同志諸君の偉協力を希望する次第である。

勞秘茅 3260 拜

昭和八年十月三十七日

警視總監 藤 沼 庄 平

内務大臣 山本達雄 殿
 事務次長 藤村縣長 官 殿
 労働局長 藤村縣長 官 殿
 労働局長 藤村縣長 官 殿

8 12.5
 4933

日本労働總同盟ノ産業労働統制審議會設置建議ニ関スル件

要旨

本月二十日松岡勸告ハ内務省社會局労働部長ヲ訪問シ本月五日開催ノ
 中央委員会決定ニ基キ産業労働統制審議會設置ニ関スル建議案ヲ提出セリ

日本労働總同盟ニ在リテハ本月五日夜極秘裡ニ中央委員会ヲ開
 催シ松岡會長ノ提案ニ依リ内務省社會局長官ニ産業労働統制
 審議會設置方ヲ建議スルトニ決定シタルガ本決定ニ基キ本月